令和５年度大阪府公立高等学校入学者選抜実施要項（抜粋）

別紙２

２ 調査書（様式151＜特別・能勢分校・一般・二次選抜用＞）の作成

(1) 全般的留意事項

　＜省略＞

(2) 記入上の留意事項

ア　＜省略＞

イ　「各教科の学習の記録」欄

(ｱ) 各学年における必修の全教科について、中学校学習指導要領に示す当該学年の目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）に基づく評定を、各学年の欄に、上位から５、４、３、２、１の５段階の表示で記入し、合計欄には当該学年の評定の合計を記入する。

なお、教科の評価が当該学年の中学校学習指導要領に示す目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）になじまないと中学校長が判断した場合は、評定を無記載とすること。評定を無記載とした教科の評定欄には「－」を記入すること。

(ｲ) 府内公立中学校においては、府教育委員会が示した次の「大阪府統一ルール（以下「府内統一ルール」という。）」に基づき記入する。

府内統一ルール

【第３学年】

〈チャレンジテスト実施５教科〉

１　府教育委員会は、各中学校が調査書の評定を確定する際の基準として、令和３年度の府内公立中学２年生（現３年生）の調査書評定の状況をもとに、チャレンジテスト実施５教科の府全体の評定平均を3.54と定める。

２　各中学校は、令和４年度中学生チャレンジテスト（３年生）結果の平均得点を活用し、在籍する生徒全体の学力状況に応じて「評定平均の目安」を算出し、その目安の±0.3ポイントの「評定平均の範囲」内で調査書の評定を確定する。

〈チャレンジテスト実施教科以外の４教科〉

１　府教育委員会は、各中学校が調査書の評定を確定する際の基準として、令和３年度の府内公立中学２年生（現３年生）の調査書評定の状況をもとに、チャレンジテスト実施教科以外の４教科の府全体の評定平均を3.61と定める。

２　各中学校は、自校の４教科の評定平均が3.61±0.3ポイントの範囲に収まっている場合、調査書の評定を確定する。

３　各中学校は、自校の４教科の評定平均が3.61±0.3ポイントの範囲に収まっていない場合、3.61±0.3ポイントの範囲と各中学校が算出した「評定平均の目安」±0.3ポイントの範囲とを合わせた二つの範囲の最大値と最小値の範囲内で調査書の評定を確定する。

【第２学年】

１　府教育委員会は、令和３年度の府内公立中学２年生の２学期末までの評定の状況をもとに、チャレンジテスト実施５教科の府全体の評定平均を3.49と定める。

２　各中学校は、令和３年度中学生チャレンジテスト（２年生）結果の平均得点を活用し、在籍する生徒全体の学力状況に応じて「評定平均の目安」を算出し、その目安の±0.3ポイントの「評定平均の範囲」内で、令和４年３月31日現在、２年生に在籍する生徒全員について調査書の評定を確定する。

【第１学年】

１　府教育委員会は、令和２年度の府内公立中学１年生の２学期末までの評定の状況をもとに、チャレンジテスト実施３教科の府全体の評定平均を3.62と定める。

２　各中学校は、令和２年度中学生チャレンジテスト（１年生）結果の平均得点を活用し、在籍する生徒全体の学力状況に応じて「評定平均の目安」を算出し、その目安の±0.3ポイントの「評定平均の範囲」内で、令和３年３月31日現在、１年生に在籍する生徒全員について調査書の評定を確定する。

(ｳ) 府内の国立及び私立中学校においては、府内統一ルールを踏まえ、必要に応じて府教育委員会と協議を行い、評定を定める。

(ｴ) 過年度卒業者については、原則として、生徒指導要録に記載された評定に基づいて上位から５、４、３、２、１の５段階の表示で記入する。

(ｵ) 他府県の中学校においては、原則として当該都道府県立高等学校入学者選抜実施要項等に基づいて作成した評定を記入する。当該評定が10段階の表示の場合、上位から10、９、８、…として記入し、「評定の段階」欄に「10」と記入する。５段階の表示の場合、上位から５、４、３、…として記入し、「評定の段階」欄に「５」と記入する。合計欄には当該学年の評定の合計を記入する。

　　なお、当該都道府県立高等学校入学者選抜実施要項等に定めがない場合は、生徒指導要録に記載された評定に基づいて記入すること。

＜以下省略＞